

## 2. 意匠の類否

判基A

出願された意匠が物品等の部分について意匠登録を受けようとする部分意匠である場合、公知意匠の意匠との類否判断について説明せよ。

## ■ 定型文

出願された部分意匠と全体意匠である公知意匠との類否の判断は、①出願された部分意匠と公知意匠の意匠に係る「物品等の用途及び機能が同一又は類似」であること、②出願された部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」と、公知意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する部分の「用途及び機能が、同一又は類似」であること、③出願された部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品等の全体の形状等の中での「位置、大きさ、範囲」と、公知意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する部分の当該物品等の全体の形状等の中での「位置、大きさ、範囲」とが、「同一又は当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内」のものであること、④出願された部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」と、公知意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に「相当する部分の形状等が同一又は類似」であること、のすべてに該当する場合、両意匠は類似であると判断する。なお、その他の部分の形状等のみについては対比の対象とせず、上記①～④がすべて同一の場合、両意匠は実質的に同一であると判断する。

## ■ 参考

過去問：H17、H18、H20、H25

## ■ レジュメのポイント

4つの要件と比較する

出願意匠（先願意匠）と異なり、公知意匠は「意匠登録を受けようとする部分に相当する部分」を認定可能。